

2019年4月1日

株式会社 関西みらい銀行

中小企業のお客さまへの経営支援に係る取組みについて

関西みらい銀行（以下「当社」）は、内閣府・金融庁・中小企業庁公表の「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（以下「政策パッケージ」）を踏まえて、中小企業のお客さまへの経営支援をより積極的に行なう具体的な取組みを下記の通り実施してまいります。

記

- 一、当社は、事業の持続可能性が十分に認められ、「経営課題の解決策の提案」や「経営再建（改善）計画の策定支援」等に向けて外部連携が必要と判断された中小企業のお客さまに対して、「企業再生支援機構」（2013年3月「地域経済活性化支援機構」へ改組・機能拡充予定）、「中小企業再生支援協議会」、または「中小企業支援ネットワーク」（※1）の活用等を積極的に提案してまいります。
- 二、当社は、「中小企業再生支援協議会」や「中小企業支援ネットワーク」が開催するバンクミーティングにおいて、金融機関合意に向けた協力等、その運営に必要な対応を積極的に行なうとともに、他の金融機関に対しても協調を呼びかけてまいります。
- 三、当社は、「企業再生支援機構」や「中小企業再生支援協議会」が『支援決定』（※2）したお客さまに対する、「金融面での再生支援スキーム」（※3）の具体的検討を含め、お客さまの事業継続や事業再生に必要な支援・ノウハウ提供等に取り組むとともに、他の金融機関に対しても協調を呼びかけてまいります。

※1…「政策パッケージ」で公表された、「金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等」からなる、中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効性あるものとするための会議体。

※2…「企業再生支援機構」内に設置された「企業再生支援委員会」が同機構制定の『支援決定基準』を満たすと認定した場合や、「中小企業再生支援協議会」が再生計画の策定を支援することが適当であると判断した場合（同協議会で言うところの『第二次対応』）。

※3…貸付条件の変更に残らない、「資本金借入金（DDS）」等を活用した金融面での支援対応（当社の取引地位や取引状況等に応じ、DDS・DIPファイナンスの活用や再生ファンドへの債権売却等を適宜検討）。

当社のお客さまの中には、確たる技術や事業基盤を持ち、地域の経済発展や雇用等にこれまで大きく貢献してきたものの、昨今厳しさを増す急激な外部環境変化から、業績・財務の悪化に直面し、抜本的な経営改善や事業再構築を余儀なくされる中小企業のお客さまも少なくありません。

当社は、「企業再生支援機構」、「中小企業再生支援協議会」、「中小企業支援ネットワーク」と連携・協力することを通じて、外部専門家等の関係者の力を総動員して中小企業の経営改善等を促す環境が整備されることに協力し、より多くの中小企業等のお客さまの着実な経営改善に貢献したいと考えております。

また、「企業再生支援機構」や「中小企業再生支援協議会」により「事業継続が十分に可能であり、抜本的な事業再構築等の実施により地域経済の維持発展・雇用等への貢献が可能」とされた中小企業に対しては、経営改善への取組みが確実に進捗するために必要となる、金融面でのより踏み込んだ再生支援策の検討も可能であると考えております。

今後も当社は、「中小企業のお客さまの健全な事業継続、発展・再成長に向けた支援・貢献が、当社自身の存在意義である」との考えの下、コンサルティング機能の一層の発揮により、抜本的な経営改善や事業再構築等に真摯に取り組まれる中小企業のお客さまを、より強力にサポートしてまいります。また、こうした取組みを通じ、地域経済全体の再生・活性化にも寄与することを目指してまいります。

以上

【取り組みイメージ】

